弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正公告

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年六月十五日

日本弁護士連合会

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）中一部改正

弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則（規則第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「法律事務所又は弁護士法人」を「弁護士又は弁護士法人の法律事務所（弁護士法人の従たる法律事務所にあっては、会長が定める基準に適合するものに限る。）」に、「設置又は設立される」を「開設（弁護士の法律事務所又は弁護士法人の従たる法律事務所である場合にあってはそれらを設置することを、弁護士法人の主たる法律事務所である場合にあっては当該弁護士法人を設立して当該主たる法律事務所を設置することをいう。次条から第五条までにおいて同じ。）される」に改め、同号イからハまでの規定中「又は弁護士法人」を削る。

第三条第一項中「設置又は設立（以下「開設」という。）」を「開設」に改める。

第四条第二項第三号中「弁護士法人の場合」を「弁護士法人の法律事務所である場合」に改める。

附　則

第二条第一項第五号、第三条第一項及び第四条第二項第三号の改正規定は、平成二十四年六月十五日から施行する。

職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）中一部改正公告

職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年六月十五日

日本弁護士連合会

職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）中一部改正

職務上の氏名に関する規則（規則第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号、第二号及び第四号中「外国人登録原票」を「外国人住民に係る住民票」に改める。

第四条第一項第一号中「外国人登録原票記載事項証明書」を「外国人住民に係る住民票」に改め、同項第二号中「外国人登録原票記載事項証明書」を「外国人住民に係る住民票の写し」に改める。

附　則

1　第二条第一号、第二号及び第四号並びに第四条第一項第一号、第二号及び第四号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

2　廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に基づき交付された外国人登録原票記載事項証明書は、平成二十四年十月八日までの間は、外国人住民に係る住民票の写しとみなす。

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則（規則第百三十九号）中一部改正公告

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則（規則第百三十九号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年六月十五日

日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則（規則第百三十九号）中一部改正

外国法事務弁護士の職務上の氏名に関する規則（規則第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号、第二号及び第四号中「外国人登録原票」を「外国人住民に係る住民票」に改める。

第四条第一項第一号中「外国人登録原票記載事項証明書」を「外国人住民に係る住民票」に改め、同項第二号中「外国人登録原票記載事項証明書」を「外国人住民に係る住民票の写し」に改め、同項第四号中「閉鎖された外国人登録原票記載事項証明書」を「修正前の氏名が記載された外国人住民に係る住民票の写し」に改める。

附　則

1　第二条第一号、第二号及び第四号並びに第四条第一項第一号、第二号及び第四号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

2　廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に基づき交付された外国人登録原票記載事項証明書は、平成二十四年十月八日までの間は、外国人住民に係る住民票の写しとみなす。

懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十二号）中一部改正公告

懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年六月十五日

日本弁護士連合会

懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十二号）中一部改正

懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）」を削り、「住民票の写し」を「住民票（外国人住民に係るものを含む。以下同じ。）の写し」に改め、同条第四号中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

附　則

第三条第一号及び第四号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十三号）中一部改正公告

外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年六月十五日

日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十三号）中一部改正

外国法事務弁護士の懲戒処分歴の開示に関する規則（規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）」を削り、「住民票の写し」を「住民票（外国人住民に係るものを含む。以下同じ。）の写し」に改め、同条第四号中「外国人登録証明書」を「在留カード、特別永住者証明書」に改める。

附　則

第三条第一号及び第四号の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

登録取扱規則（規則第五十二号）中一部改正公告

登録取扱規則（規則第五十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年六月十五日

日本弁護士連合会

登録取扱規則（規則第五十二号）中一部改正

登録取扱規則（規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号①書式、別紙第一号②書式、別紙第一号③書式及び別紙第六号書式を次のように改める。

第１号①書式（第２条第１項関係）

弁護士名簿登録請求書

年　月　日

日本弁護士連合会会長　殿

請求者　　印

６万円
印紙貼付